

相模原市議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第1条 この告示は、相模原市議会議員(以下「議員」という。)が相模原市に対し請負(地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者又はその支配人である場合における請負の状況の報告、公表等について必要な事項を定めることにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。)における相模原市に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、請負状況等報告書(第1号様式)により次に掲げる事項を議長に報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 契約締結日
- イ 請負の対象とする役務、物件等
- ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)
- エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定により報告した事項を訂正する必要があるときは、訂正届(第2号様式)により当該訂正の内容を議長に届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

2 前項に規定する一覧については、インターネットの利用により相模原市議会のホームページにおいて公表する。

3 議長は、第1項の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読み取ることのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の保存)

第4条 第2条第1項の規定により提出された請負状況等報告書及び同条第2項の規定により提出された訂正届は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(期限の特例)

第5条 第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、相模原市の休日を定める条例(平成元年相模原市条例第4号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

相模原市議会議長 殿

相模原市議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額(円) (単価契約である場合はその旨)	昨年度(会計年度)に 支払を受けた額(円)

支払を受けた総額		円
----------	--	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は、消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

相模原市議会議長 殿

相模原市議会議員

訂正届

相模原市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり報告事項を訂正します。

1 訂正箇所

2 訂正理由